

みんなでつくる自治基本条例

第1回

自治基本条例の制定に向けて取り組んでいます

市では、公募などを通じて集まった市民等で、自治基本条例について検討する市民ワーキンググループを昨年8月に立ち上げました。

この会議では、九州大学大学院准教授で行政学・地方自治論などが専門の嶋田^{あきふみ}文氏がアドバイザーとして毎回参加し、これまでに7回の会議を開催しました。

会議では、「市役所の仕事の仕方」「自治会活動について」など、様々な視点から今後の日田市がどうあるべきかをテーマに活発な議論が行われています。

自治基本条例とは何ですか？

市民や議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、「市民が主役のまちづくり」を進めていくための基本的なルールです。自分たちのまちのことは、住んでいる人が一番よく知っています。市民一人ひとりが地域づくりに参加し、「自分たちのまちのことは、みんなで考え、話し合い、解決する」ことが大切です。それが、「市民が主役のまちづくり」の一つの考え方です。市では、市民ワーキンググループなどを通じて、「市民が主役のまちづくり」の基本となる考え方やまちづくりにおける市民・議会・行政それぞれの役割、まちづくりに市民が参加する仕組みを検討していきます。

なぜ自治基本条例が必要なのですか？

平成12年の地方分権改革によって、国と地方は対等の関係になり、国や県の指導に頼らず日田市のことは日田市で方向付けをしていくことが必要になりました。市民の皆さんとの約束として、市政運営上の大切な事項を、分かりやすく条例で定める必要があります。

自治基本条例ができて何が変わるのですか？

条例ができて、私たちの生活が急に変わるわけではありません。しかし、身近な課題を自ら解決する自治の仕組みが構築されたり、市民の皆さんが市政に参画するための仕組みが整えられたりと、より一層市民の意見が反映された、開かれた行政運営が可能になります。

市民ワーキンググループ会議の内容は、市ホームページに要旨を掲載しています。

また、今後、市民の皆さんの意見も聞いていきます。

条例制定に向けての取組の経過などは、広報ひたや市ホームページなどで随時、お知らせします。